

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

令和6年10月16日
山梨県人事委員会
委員長 中島 琢雄

本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告するとともに、給与の改定について勧告を行いました。

勧告の基礎となる職種別民間給与実態調査の実施に当たり、御理解と御協力をいただいた民間事業所の皆様には、心から御礼申し上げます。

調査の結果、月例給については、職員給与が民間給与を9,621円（2.58%）下回っていたことから、給料表の水準を人事院勧告に準じて引き上げることが必要であると判断いたしました。また、特別給については、職員の年間支給月数が民間の支給割合を0.10月分下回っていたことから、その均衡を図るため、年間支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とすることが必要であると判断いたしました。

併せて、公務運営については、「多様で有為な人材の確保」、「職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上」、「時代に即した働き方の推進と勤務環境の整備」等について言及しています。特に、本県では、全国で初めて難病を抱える方を対象とした職員採用枠を設けたところであり、これまで以上に誰もが個性や能力を最大限発揮できる公務職場を実現することが重要であると考えます。

本委員会の勧告は、労働基本権の制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

議長及び知事におかれましては、この勧告制度の趣旨を御理解いただき勧告どおり実施されるよう要望します。

職員の皆様には行政課題が高度に複雑化・多様化する中、日々全力で職務を遂行されていることについて深く敬意を表します。今後も、強い使命感と高い倫理観を持って、職務に精励されることを期待いたします。

県民の皆様におかれましては、この勧告の意義と、職員が行政の各分野において県政の発展と県民福祉の向上に努めていることについて、御理解をいただきたいと思います。